

様式第7号 (第6条関係)

まんのう町許可第14号

住 所 観音寺市大野原町福田原241番地1
名称及び氏名 株式会社 パブリック
代表取締役 三野輝男

一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物処理業を行うことを、次の条件を付けて許可します。

平成30年 4月 1日

まんのう町長 栗田 隆 義



許 可 期 間	平成30年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
収 集 区 域	まんのう町内
一般廃棄物の種類	事業及び家庭系一般廃棄物 (※食品リサイクル法に基づく動植物性残渣の搬入先については、丸亀リサイクルプラザ内の加工施設とする。) 木くず・草・剪定枝・枯葉等の一般廃棄物
そ の 他	関係法令・条例等を遵守すること。 他市町の廃棄物と混載しないこと。 収集・搬入等の月報を作成し、翌月報告すること。

※家庭系一般廃棄物は、町が収集しない一時的または多量の廃棄物（引越時に発生する多量のごみ等）を指す。

まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(抜 粋)

(業者の遵守事項)

第7条 業者は、業務の遂行については、法令の定める基準等に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可書を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) 業務を下請等に出さないこと。
- (3) 災害及び感染症の発生等の理由で業務を拒まないこと。
- (4) 収集自動車の見やすいところに許可標識(様式第10号)をはり付けること。
- (5) 町民サービスに努めること。
- (6) その他町長の指示に従うこと。